

一般社団法人東京都技能士会連合会

技能普及啓発活動参加助成金交付要綱

第1 総則

この要綱は、技能士制度の普及啓発および技能士の社会的地位向上等のために実施する、ものづくり技能の紹介・ものづくりの体験指導などを実施した際に要した経費の助成について、必要な事項を定める。

第2 助成対象者

助成対象者は、一般社団法人東京都技能士会連合会会員の正会員の団体とする。

第3 助成対象の経費

助成金の対象は、講師・指導料、材料費等とする。

第4 助成対象の活動内容

一般社団法人東京都技能士会連合会が共催する「匠の技フェア」、後援を行う「職業訓練校生徒作品展&匠の技展」、都立職業能力開発センター・校が開催する「技能祭」のほか、技能士制度の普及啓発および技能士の社会的地位向上等に有用な活動と認めるものとする。

第5 活動計画書の提出

予め、技能普及啓発活動計画書（別記様式1）により、一般社団法人東京都技能士会連合会あて申請するものとする。

第6 活動結果報告書等の提出

実施に要した経費について、助成金の交付を申請するときは、「技能普及啓発活動結果報告書（様式2）」及び領収書（写）を提出しなければならない。

第7 助成金

一般社団法人東京都技能士会連合会は、技能普及啓発活動の実施に要した経費について助成する。ただし、助成金の限度額は20,000円とし、予算の範囲内とする。

附則

この要綱は、平成27年6月11日から適用する。